

倉吉市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年9月25日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

(倉吉市排水設備指定工事店規程の一部改正)

第1条 倉吉市排水設備指定工事店規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定の申請等) 第2条 条例第8条の3第2項の規定による指定又は条例第8条の6第1項に規定する指定の更新を受けようとする者は、倉吉市排水設備指定工事店申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>選任する責任技術者（条例第8条の2第2号に定める責任技術者をいう。以下同じ。）の名簿及び他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその状況並びにそれぞれの排水設備工事責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類</u> (5)・(6) 略 第3条 <u>削除</u> (指定工事店証) 第4条 条例第8条の7第1項の規定による交付は、倉吉市排水設備指定工事店証（<u>様式第3号</u>）によるものとする。 (指定工事店証の再交付) 第5条 条例第8条の7第3項の規定による再交付の申請は、倉吉市排水設備指定工事店証再交付申請書（<u>様式第4号</u>）によるものとする。 2 略	(指定の申請等) 第2条 条例第8条の3第2項の規定による指定又は条例第8条の6第1項に規定する指定の更新を受けようとする者は、倉吉市排水設備指定工事店申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>専属する責任技術者（条例第8条の2第2号に定める責任技術者をいう。以下同じ。）の名簿、排水設備工事責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類</u> (5)・(6) 略 <u>(指定の通知等)</u> 第3条 <u>条例第8条の3第3項（条例第8条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、倉吉市排水設備指定工事店決定通知書（様式第3号）によるものとする。</u> (指定工事店証) 第4条 条例第8条の7第1項の規定による交付は、倉吉市排水設備指定工事店証（<u>様式第4号</u>）によるものとする。 (指定工事店証の再交付) 第5条 条例第8条の7第3項の規定による再交付の申請は、倉吉市排水設備指定工事店証再交付申請書（<u>様式第5号</u>）によるものとする。 2 略

(変更届) 第6条 条例第8条の9の規定による届出は、倉吉市排水設備指定工事店変更届出書(様式第5号)によるものとする。 様式第1号(第2条関係) 倉吉市排水設備指定工事店申請書 (新規・継続) 年 月 日 (宛先) 倉吉市長 住 所 申請者 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 排水設備指定工事店として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 略 備考 次に掲げる書類を添付してください。 (1)～(4) 略 (5) <u>選任する責任技術者の名簿及び他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその状況並びにそれぞれの排水設備工事責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類</u> (6) 略	(変更届) 第6条 条例第8条の9の規定による届出は、倉吉市排水設備指定工事店変更届出書(様式第6号)によるものとする。 様式第1号(第2条関係) 倉吉市排水設備指定工事店申請書 (新規・継続) 年 月 日 (宛先) 倉吉市長 住 所 申請者 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 排水設備指定工事店として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 略 備考 次に掲げる書類を添付してください。 (1)～(4) 略 (5) <u>専属する責任技術者の名簿、排水設備工事責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類</u> (6) 略
---	---

第2条 倉吉市排水設備指定工事店規程の一部を次のように改正する。

様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号を様式第4号とし、様式第6号を様式第5号とする。

附 則

この規程は、令和6年9月25日から施行する。